

自宅に「結婚適齢期のお子さんはいませんか」と結婚相手紹介のサービス業者から電話があり、訪問を了承した。「来年までに結婚できるようにする」と説明され入会金5万円を支払ったが、何度催促しても相手を紹介してもらえない。説明と違うので解約したい。

(70歳代 女性)

親心につけ込み、電話や訪問で契約させる結婚相手紹介のサービス業者とのトラブルに関する相談が寄せられています。「子供の未婚は親の責任」と不安をあおり、契約すれば必ず子供が結婚できるかのような勧誘が問題視されており、相談者のように相手が紹介されない事例もあります。

更に、クーリングオフをしても返金されなかったり、中途解約時の解約料が高額だったりするなど、解約時の返金トラブルも多く見受けられます。事前に説明がないまま国際結婚の成婚料として突然、多額の請求をされるケースもあります。

こうした契約に親が関わる場合、まずは当事者である子供と、結婚について十分に話し合ひましょう。子供の了解なくして成婚はありえません。

その上で、サービス内容などを慎重に確認することが大切です。契約や解約の条件、特に中途解約時の解約料など、契約書面の内容を十分に理解した上で、様々な情報を比較・検討して業者を選びましょう。

断っているのに訪問や電話で執拗^{しつよう}に勧誘してくる業者や、契約書面を交付しない業者とは、契約しないことが賢明です。

もし契約してしまっても、一定の要件を満たせばクーリングオフや中途解約ができる場合があります。疑問や不安を感じたら、最寄りの消費生活センターにご相談して下さい。